

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宍 粟 市 長 福 元 晶 三

市町村名 (市町村コード)	宍 粟 市 (2 8 2 2 7)
地域名 (地域内農業集落名)	波 賀 町 齊 木 1 区 (波 賀 町 齊 木)
協議の結果を取りまとめた年月日	令 和 6 年 7 月 25 日 (第 4 回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

作付は、水稻4割、自然薯や一般野菜1割、自己保全5割である。地区内の数人の農業者が所有者から借り受けて農地を耕作している。農業法人が集落内で規模拡大しているが、社員の高齢化により将来的に農地を守るか不安があるため、農地の集約化を検討する。貸し出しを希望する農家が増えているが、どこに相談していいのかわからない。

【地域の基礎的データ】

農業者：33人 主な作物：水稻、自然薯

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を中心に、自然薯などの助成作物を作付けし、農地の有効活用を進める。中心的担い手である農業法人と農業者に預けることを基本とし、その他の農業者は、隣接している農地を可能な範囲で預かる。農地を預かり耕作者へ分配するために、農会のなかに集落営農を組織し、利用調整を進める。規模縮小する農家の農地を借受ける場合は、集落営農と担い手が協議し、効率的な経営が図れるように集約化に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	17.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	17.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農業振興区域のうち圃場整備田とする。加えて隣接する優良農地とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
作業を効率化するため、定期的な話し合いを行い、担い手への農地の集積と集約化に努める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
利用権設定されている農地の期間満了後に農地中間管理機構に付け替える。また、地域計画策定後は新規で農地の貸し借りをを行う場合については、中間管理機構を活用する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
水路改修工事等の必要が生じた場合は補助事業を検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
当地域では、昔から兼業農家が多数を占めており、今後も地域の農地については地域で守っていくことを基本とするため、円滑な継承が出来るように地域一帯で取り組む。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業の一部を農業法人に委託する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ⑦ 畦畔の草刈りや水路清掃など、従事者が高齢化していく中で、役割分担として、次世代が関与する仕組みを確立する。
- ⑧ 中山間直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用し、農地の利用状況などを考慮の上、水路の改修を進め、営農の不安を取り除く。